滝沢市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第30条第1項又は第31条第1項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この条例において「実施機関」とは、市長(上下水道事業管理者の権限を行う市 長を含む。)、教育委員会、監査委員、農業委員会、選挙管理委員会及び固定資産評価 審査委員会をいう。
- 2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)で使用する用語の例による。

(開示請求の手続)

第3条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項 を記載するものとする。

(開示決定等の期限に関する特例)

第4条 実施機関が開示決定等をする場合における法第83条第1項及び第84条の規定の適用については、同項中「30日以内」とあるのは「15日以内(特定個人情報にあっては30日以内)」とし、同条中「60日以内」とあるのは「45日以内(特定個人情報にあっては60日以内)」と、「同条第1項」とあるのは「滝沢市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年滝沢市条例第号)第4条の規定により読み替えて適用される前条第1項」とする。

(開示請求に係る手数料等)

- 第5条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。
- 2 法第87条第1項の規定により、文書又は図面の写しの交付を受ける者は、当該写し の交付に係る実費の範囲内で規則で定める額の当該写しの交付に要する費用を負担しな ければならない。
- 3 法第87条第1項の規定により、電磁的記録の開示を受ける者は、当該開示に係る実 費の範囲内で規則で定める額の当該開示に要する費用を負担しなければならない。

(訂正請求の手続)

第6条 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項 を記載するものとする。

(利用停止請求の手続)

第7条 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める 事項を記載するものとする。

(審査会への諮問)

第8条 実施機関は、法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問は、滝沢市情報公開・個人情報保護審査会条例(令和5年滝沢市条例第 号)第2条に

規定する滝沢市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)にしなければならない。

- 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写し(同法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第1項の反論書又は同法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第2項の意見書の提出があった場合にあっては、当該弁明書の写し及び当該反論書又は当該意見書の写し)を添えてしなければならない。
- 3 第1項の規定により諮問をした実施機関は、当該諮問に対する答申を受けたときは、 その答申を尊重して、速やかに当該審査請求についての裁決をしなければならない。
- 4 実施機関は、市の個人情報保護制度の運営に関する重要事項及びその改善に関する事項について、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

(実施状況の報告及び公表)

第9条 市長は、毎年度、実施機関におけるこの条例の施行の状況を審査会に報告すると ともに、市民に公表するものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(滝沢市個人情報保護条例の廃止)

2 滝沢市個人情報保護条例(平成9年滝沢村条例第9号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日前に前項の規定による廃止前の滝沢市個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第14条第2項に規定する開示の請求、第15条第2項に規定する 訂正の請求、第16条第2項に規定する削除の請求若しくは第17条第2項に規定する 中止の請求又は第17条の2第2項に規定する利用停止(これらに係る旧条例第23条 に規定する費用負担を含む。)については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行前に旧条例第25条第1項に基づき同項に規定する滝沢市行政情報公開・個人情報保護不服審査会(以下「旧審査会」という。)にされた諮問で、この条例の施行の際現に当該諮問に対する答申がされていないものは審査会にされた諮問とみなし、当該諮問について旧審査会がした調査審議の手続は審査会がした調査審議の手続とみなす。
- 5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 (滝沢市交通広場に関する条例の一部改正)
- 6 滝沢市交通広場に関する条例 (平成15年滝沢村条例第28号) の一部を次のように 改正する。

第33条各号列記以外の部分を次のように改める。

第33条 市長は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第61条

第1項の規定にのっとり、次の各号に掲げる業務を遂行するため、当該各号に定める個人情報(同法第2条第1項に規定する個人情報をいう。)を、必要な限度において、保有することができる。

第33条第1号及び第2号中「ため」を「業務」に改める。

(滝沢市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正)

7 滝沢市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年滝沢村条例 第1号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項第7号中「個人情報」の次に「(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報をいう。第11条において同じ。

)」を加える。

第11条第1項を次のように改める。

第11条 指定管理者は、公の施設を管理するに当たって知り得た個人情報(以下この条において「保有個人情報」という。)を取り扱う場合においては、個人情報の保護に関する法律第66条第2項の規定により準用する同条第1項の規定により指定管理者が講ずる安全管理措置を確実に実施するとともに、保有個人情報の適切な管理のため、第7条第1項に規定する協定に基づき必要な措置を講じなければならない。

(滝沢市未使用地及びその周辺の環境保全に関する条例の一部改正)

8 滝沢市未使用地及びその周辺の環境保全に関する条例(平成21年滝沢村条例第3号 )の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「滝沢市個人情報保護条例(平成9年滝沢村条例第9号)第2条第1号」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項」に改める。